ALPSALPINE

第88回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2021年6月25日（金曜日）
午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）

開催場所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主さまへのお願い
株主の皆さまの安全を最優先し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきようお願い申しあげます。
株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

目次

第88回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 3
(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金の配当の件 …… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件…… 6
第３号議案　監査等委員である取締役 ２名選任の件…… 15

(添付書類)
事業報告…… 29
連結計算書類…… 62
計算書類…… 66
監査報告書…… 68

会場ご案内図

アルプスアルパイン株式会社
証券コード：6770

証券コード6770
2021年６月4日

株 主 各 位

東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長執行役員 CEO 栗 山 年 弘

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、株主の皆さまの安全を最優先し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時
（午前９時　受付開始予定）

２．場　　所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社　１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項
・報告事項　１）第88期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２）第88期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
・決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5．インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以　上

※株主さまへのお願い（必ずご一読ください。）

株主の皆さまの安全を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応を次の通りご案内いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

1）新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控え頂くようお願い申しあげます。なお、従前通り、株主さまではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主さま以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

2）ご来場の株主さまは、感染拡大防止のため、マスクのご着用、アルコール消毒のご使用にご協力をお願い申しあげます。

3）ご来場の株主さまは、入場時、検温へのご協力をお願い申しあげます。体温が37度以上の場合はご入場をお断りさせていただきます。

4）当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。

5）本年はご出席株主さまへのペットボトル飲料ご提供やお土産の配布はいたしません。また、株主懇談会はおこないません。

6）株主の皆さまの安全面に配慮したうえで株主総会を開催するため、当社ホームページのお問い合わせ欄をご活用いただき、事前に第88回定時株主総会の「議案等に関するご質問」、当社経営陣へのご意見・ご質問などをお寄せください。
https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html
株主の皆さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会やホームページにおいて取りあげさせていただく予定です。

なお、本招集ご通知発送後の状況変化に応じて、新型コロナウイルス感染症防止対応については随時変更して参りますので、下記当社ウェブサイトをご覧いただきますようお願い申しあげます。
https://www.alpsalpine.com/j/ir/index.html

※当社は株主さまの利便性を鑑み、株式会社東京証券取引所や自社のホームページにて『本招集通知の内容』を発送前に開示しています。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（5頁～19頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。新型コロナウイルス感染を避けるため、書面（郵送）（Ｂ）またはインターネット（Ｃ）の方法を推奨いたします。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第88回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2021年６月24日（木曜日）午後５時**までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、**2021年６月24日（木曜日）午後５時**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

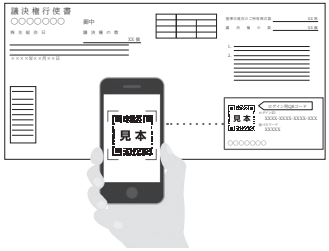

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

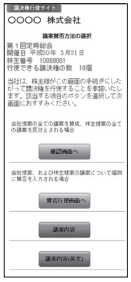

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

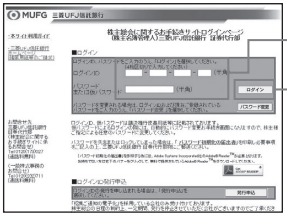

3 新しいパスワードを登録する。

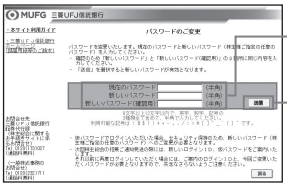

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の剰余金の処分につきましては、当社の株主還元基本方針のもと、業績動向、財務状況を勘案し、以下のとおり期末配当を実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(１)配当財産の種類

金銭といたします。

(２)配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,071,247,400円となります。なお、中間配当金として１株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は１株につき20円となります。

(３)剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日（月曜日）

(ご参考)

【当社の株主還元の基本方針について】

当社は、事業活動により得られた利益の配分を、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主の皆様への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保の３つのバランスを考慮して決定しております。また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保並びに中期経営計画における事業目標を定めたうえで、当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指し、さらに当社の持続的成長を目的に、競争力強化のための経営資源の獲得および確保ならびに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持につとめます。

そのうえで、戦略的な成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）8名全員は定款第21条の定めにより任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。また当社取締役会は20頁から21頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき各候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、指名諮問委員会における検討を踏まえ、監査等委員会において審議いたしましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況
1	栗山年弘（くりやま としひろ） 再任	代表取締役　社長執行役員 CEO	100% (16/16回)
2	木本隆（きもと たかし） 再任	取締役　専務執行役員　営業担当	100% (16/16回)
3	遠藤浩一（えんどう こういち） 再任	取締役　常務執行役員　技術副担当 兼　新事業担当	100% (16/16回)
4	笹尾泰夫（ささお やすお） 再任	取締役　常務執行役員　技術担当 兼　技術本部長	100% (16/16回)
5	佐伯哲博（さえき てつひろ） 再任	取締役　常務執行役員　生産担当　兼 情報システム担当　兼　生産本部長	100% (13/13回)
6	藤江直文（ふじえ なおふみ） 再任 社外 独立	社外取締役	100% (13/13回)
7	隠樹紀子（おき のりこ） 再任 社外 独立	社外取締役	100% (13/13回)

（注）各取締役候補者の取締役会出席状況は、2020年度の出席状況を記載しております。
佐伯哲博氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏は、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象回数が他の候補者と異なります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 1	栗山 年弘 (くりやま としひろ) (1957年4月25日生) 	1980年4月 アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2004年6月 同 取締役 2007年4月 同 事業開発本部長 2009年4月 同 技術本部長 同 技術・品質担当 2009年10月 同 MMP事業本部 コンポーネント事業担当 2011年6月 同 常務取締役 2012年4月 同 技術本部長 2012年6月 同 代表取締役社長 2019年1月 同 代表取締役 社長執行役員 兼 アルプスカンパニー長 2019年6月 同 代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 アルプスカンパニー長 2020年4月 同 代表取締役 社長執行役員 CEO（現任）	34,680株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 栗山　年弘氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の代表取締役として、事業の更なる強化と収益性の向上に貢献するなど、リーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 2	木本（きもと）　隆（たかし） (1958年10月1日生) 	1981年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン入社） 1991年12月　ALPS ELECTRIC USA INC. 出向 2008年６月　同 取締役 2009年４月　同 AUTO事業本部長 2010年４月　同 欧米担当 2012年４月　同 営業本部長 2012年６月　同 常務取締役 2016年６月　同 専務取締役 2019年１月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー営業本部長 2019年４月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部長 2020年４月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 車載営業本部長 2021年４月　同 取締役 専務執行役員 営業担当（現任）	34,232株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 木本　隆氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の専務執行役員として、営業に関わる事項を統括し、グローバルでの営業戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 3	遠藤 浩一 (えんどう こういち) (1961年4月17日生) 	1986年4月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 1996年7月　ALPINE RESEARCH OF AMERICA出向 2010年6月　アルパイン株式会社 取締役 同 製品開発担当 2015年6月　同 技術・開発副統括 2016年1月　同 先行開発担当 2016年6月　同 常務取締役 同 技術・開発担当 2019年1月　当社 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 アルパインカンパニー先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長 2020年4月　同 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 新事業担当 兼 技術本部副本部長 2021年4月　同 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 新事業担当　（現任） （重要な兼職の状況） NEUSOFT CORPORATION 董事 ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY, INC. 会長	16,324株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 遠藤　浩一氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の常務執行役員として、車載情報機器事業の技術・開発を総括し、イノベーションを生み出すための研究開発の強化や技術戦略の策定・実行等、リーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 4	笹尾 泰夫 (1959年2月10日生) 	1983年4月 アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 1999年6月 ALPS ELECTRIC USA INC. 出向 2009年1月 同 コンポーネント事業部 副事業部長 2009年4月 同 MMP事業本部 コンポーネント事業副担当 2010年6月 同 取締役 2012年4月 同 技術本部 コンポーネント担当 2013年4月 同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部副本部長 2014年6月 同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部長 2015年6月 同 常務取締役 2018年6月 同 常務取締役 新コンポーネント事業担当 兼 技術本部長 2019年1月 同 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新コンポーネント事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長 2019年6月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長 2020年4月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 技術本部長（現任）	19,400株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 笹尾　泰夫氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の常務執行役員として、技術・開発に関わる事項を統括し、グローバルでの技術の進化・融合や開発戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 5	佐伯 哲博 (1959年6月30日生) 	1983年4月 アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2003年4月 ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o. 取締役社長 2009年7月 アルプス電気株式会社 MMP事業本部 生産計画部長 2012年4月 同 生産本部 生産計画部 部長 2013年3月 同 生産本部 資材統括部長 2014年6月 同 営業本部 グローバル営業統括部長 2016年6月 同 取締役　情報システム担当 兼 営業本部副本部長 2019年1月 同 執行役員　情報システム担当 兼 アルプスカンパニー営業本部副本部長 2019年4月 同 執行役員　情報システム担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部　副本部長 2019年6月 同 常務執行役員　生産担当 兼 情報システム担当 兼 アルプスカンパニー生産本部長 兼 アルプスカンパニーコンポーネント生産担当 2020年4月 同 常務執行役員　生産担当　兼　情報システム担当　兼　生産本部長 2020年6月 同 取締役 常務執行役員　生産担当　兼　情報システム担当　兼　生産本部長　（現任）	9,237株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 佐伯　哲博氏は、2016年にアルプス電気株式会社取締役に就任以来、当社経営に関与すると共に、昨年より、取締役常務執行役員として、当社生産担当及び情報システム担当として生産・情報システム統合推進にあたりリーダーシップを発揮しております。これらの事から、当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	藤江 直文（ふじえ なおふみ） (1953年8月20日生) 	1977年４月　アイシン精機株式会社（株式会社アイシン）入社 2002年１月　同 車体系技術部長 2005年６月　同 常務役員 2008年６月　同 専務取締役 2012年６月　同 取締役・専務役員 2014年６月　同 代表取締役副社長（2018年６月退任） 2020年６月　当社　社外取締役　（現任）	0株
	【社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由および期待される役割等】 藤江　直文氏は、自動車業界で幅広く活躍され、車載事業への知見と、アイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン）での豊富な経営経験を有する同氏は、取締役会において、車載事業を中心に当社経営に対し積極的に提言・助言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切に役割を果たしていただいております。上記の理由から引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き、その知見を活かした監督とアドバイスを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	隠樹(おき) 紀子(のりこ) (1958年5月25日生) 	1982年４月 チェース・マンハッタン銀行（現・JPモルガン・チェース銀行）入社 1988年４月 モルガン・スタンレー証券会社（現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 同 株式調査部 2001年12月 同 マネージング・ディレクター 2004年10月 同 投資銀行本部 シニアアドバイザー(2018年６月退任) 2020年６月 当社 社外取締役 （現任）	0株
	【社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由および期待される役割等】 隠樹 紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活動され、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い知見を有しており、取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。上記の理由から引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き証券アナリストとして培われた専門的知見を活かし、当社の経営に適切な監督・助言をいただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．藤江 直文氏および隠樹 紀子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める基準に加え、当社独自の独立性基準を満たした社外取締役候補者であり、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

３．藤江 直文氏の上記略歴にあるアイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン）は、当社製品販売の取引関係がありますが、年間の取引金額は、当社の直近事業年度の連結売上高の１％未満であり、当社取締役選任基準の「独立性（売上高２％以下）」を満たしており、充分に独立性を有しているものと判断しております。

4. 隠樹 紀子氏の上記略歴にある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び当社の連結子会社とは金融取引実績などは取引は無く、充分に独立性を有しているものと判断しております。

5. 隠樹 紀子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の通り、証券アナリストとして培われた専門的知見を有しており、当該専門的知見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6. 当社は、藤江 直文氏および隠樹 紀子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本株主総会で両氏を選任いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

7. 本株主総会で取締役候補者を選任いただいた場合は、当社は、取締役全員と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結することを予定しており、同項第１号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしております。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。本株主総会で取締役候補者を選任いただいた場合は、引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。
   また、D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、五味 祐子氏が定款第21条の定めにより任期満了となります。また、梅原 潤一氏の辞任により、新任候補者１名を含む監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。また、当社取締役会は、20頁から21頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	五味（ごみ） 祐子（ゆうこ） 再任 社外 独立	監査等委員である取締役	100% (16/16回)	100% (13/13回)
2	河原田（かわらだ） 陽司（ようじ） 新任	常務執行役員　資材担当 兼　資材本部長	―	―

（注）各取締役候補者の取締役会および監査等委員会の出席状況は、2020年度の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 社外 独立 1	五味 祐子 (1972年3月28日) 	1999年４月　弁護士登録 国広法律事務所（現・国広総合法律事務所）入所 2012年１月　同所 パートナー就任（現任） ７月　一般社団法人 生産技術奨励会　評議員（現任） 2013年７月　海上保安庁 情報セキュリティ・アドバイザリー会議委員（現任） ９月　内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室　法令参与（非常勤・現任） 2018年６月　日本瓦斯株式会社　社外監査役（現任） 2019年５月　株式会社ローソン　社外監査役（現任） 2019年６月　当社　監査等委員である取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本瓦斯株式会社　社外監査役 株式会社ローソン　社外監査役	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 五味　祐子氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と政府関係機関の有職者委員、他企業の社外役員を務めるなど幅広い経験を有し、法的知見により当社取締役会、監査等委員会において的確な提言・助言をいただいており、引き続き監査等委員社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査いただくことを期待しております。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新任 2	河原田（かわらだ） 陽司（ようじ） (1958年1月1日) 	1980年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）　入社 2007年４月　DALIAN ALPINE ELECTRONICS., LTD. 総経理 2015年６月　アルパイン株式会社 取締役　生産・購買担当 2016年６月　同 取締役　生産・資材担当 2018年６月　同 常務取締役　生産・資材担当 2019年１月　当社　常務執行役員　資材担当 兼　アルパインカンパニー生産本部長 兼　アルプスカンパニー第1資材本部長 兼　アルパインカンパニー第2資材本部長 2020年４月　同　常務執行役員　資材担当 兼　資材本部長　（現任） （2021年６月退任予定）	14,840株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 河原田 陽司氏は、現在、当社常務執行役員として、資材に関わる事項を統括しております。 1980年アルプス電気株式会社に入社以来、主に生産・資材部門において活動し、当社ビジネスに精通。現地法人責任者として海外勤務も経験しております。また2015年からアルパイン株式会社取締役として経営にも関与してまいりました。これらのことから、今後、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。		

（注）１.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２.五味 祐子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める基準に加え、当社独自の独立性基準を満たした社外取締役候補者であり、当社は、五味 祐子氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
３.五味 祐子氏の上記略歴にある国広総合法律事務所、日本瓦斯株式会社、株式会社ローソンとは、当社及び当社の連結子会社との法務などの役務提供、販売や仕入れなどそれぞれ取引が無く、充分に独立性を有していると判断しております。
４.五味 祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の通り、法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを活かして当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
５.当社は、五味 祐子氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本株主総会で五味祐子氏を選任いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。また河原田陽司氏を選任いただいた場合は、同じく 当該契約を締結する予定です。なお、これらの契約に基づく損害賠責任の限度額は法令が規定する額であります。
６.本株主総会で五味 祐子氏と河原田 陽司氏を選任いただいた場合は、当社は、両氏と会社法第430条の

2第1項に規定する補償契約を締結することを予定しており、同項第1号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしております。

7.当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。本株主総会で五味 祐子氏と河原田 陽司氏を選任いただいた場合は、引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

また、D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

（ご参考）各取締役候補者の専門性を発揮できる分野・経験

			特に専門性を発揮できる分野・経験							
			企業経営	技術・研究開発	製造・品質	営業・マーケティング	財務会計・ファイナンス	法務・リスク管理	IT	海外駐在経験
栗山 年弘（くりやま としひろ）	代表取締役 社長執行役員	社内	●	●						
木本 隆（きもと たかし）	取締役 専務執行役員	社内				●				●
笹尾 泰夫（ささお やすお）	取締役 常務執行役員	社内		●		●				●
遠藤 浩一（えんどう こういち）	取締役 常務執行役員	社内		●						●
佐伯 哲博（さえき てつひろ）	取締役 常務執行役員	社内	●*		●	●			●	●
藤江 直文（ふじえ なおふみ）	取締役	社外 独立	●	●						
隠樹 紀子（おき のりこ）	取締役	社外 独立					●			
中矢 一也（なかや かずや）	監査等委員である取締役	社外 独立	●	●						
小林 俊則（こばやし としのり）	監査等委員である取締役	社内	●*			●	●			●
河原田 陽司（かわらだ ようじ）	監査等委員である取締役	社内	●*		●					●
飯田 隆（いいだ たかし）	監査等委員である取締役	社外 独立					●	●		
東葭 葉子（とうよし ようこ）	監査等委員である取締役	社外 独立					●	●		
五味 祐子（ごみ ゆうこ）	監査等委員である取締役	社外 独立						●		

（注）＊は、当社グループ会社における社長経験者を示します。

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

＜社内・社外取締役共通＞
1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2.遵法精神に富んでいること
3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞
1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役独立性判断基準＞
当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という。)の出身者(注１)
2.当社の大株主(注２)
3.当社グループの主要な取引先(注３)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注４)企業等の業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額(注５)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注６)
7.社外取締役の相互就任関係(注７)となる他の会社の業務執行者
8.近親者(注８)が上記１から７までのいずれかに該当する者
9.過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という。）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注２：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く。）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

（ご参考）アルプスアルパイン株式会社コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現していきます。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第１章　総則

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第２章　株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」と定め、これを具現化する「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう環境作りなどを行っています。

１．株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を公表しています。

さらに、当社は全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、各機関投資家の議決権行使開示結果をもとに賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

２．株主の平等性の確保

当社では、株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。

また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

①当社では、株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するとともに、株主総会議案については、取締役会決議の後、直ちに当社ホームページ、東京証券取引所ホームページや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。

②当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を総会開催日の１か月以上前にTDnetや自社のホームページにより電子的に開示するとともに、法定期日より早期の総会開催日３週間前を目処に発送しています。
③当社は、株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる「集中日」と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
④当社は、海外機関投資家が高い比率である現状を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行っています。
⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申し出があった場合、当社基本方針に基づいて、総会出席の対応を決定しています。

3．資本政策

当社は、アルプス電気、およびアルパインの経営統合により、第４次産業革命の市場革新の環境の中で電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献し続けるとともに、売上高１兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換するために、健全な財務基盤を確保した上で、持続的な成長への投資及び資本効率の向上を両輪として企業価値の最大化及び持続的増大を追求していくことが重要であると考えています。その考えの下、中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。
①急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
②グローバルに事業を展開するために必要な格付けを維持すること
③中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、株主への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、及び内部留保の３つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定します。この基本方針に加え、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用し、適宜開示します。

4．政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に保有先企業の株式価値、または当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5．関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。なお、社内規定として「関連当事者管理規定」を定め、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

第３章　ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、会社を営むにあたって大切にする考え方である「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

１．中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念
当社は、「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の「５つの経営姿勢」を策定し、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

【 価値の追究 】
私たちは、新たな価値の創造を追究する経営を目指します。
【地球との調和】
私たちは、地球に優しく環境に調和する経営を目指します。
【社会への貢献】
私たちは、社会の利益と発展に寄与する経営を目指します。
【　個の尊重　】
私たちは、社員の情熱を引き出し活かす経営を目指します。
【 公正な経営 】
私たちは、世界的な視点に立った公正な経営を目指します。

２．サステナビリティを巡る課題への対応
当社は、企業理念にある「人と地球に喜ばれる新たな価値の創造」を実践することで、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目指しています。
また、私たちが事業活動を行う上で基本とする価値観として「価値の追究」「地球との調和」「社会への貢献」「個の尊重」「公正な経営」を経営姿勢として定義しています。その精神・考え方の理解・共有をより深めるために、企業・社員として最低限必要な具体的な行動や考え方を「アルプスアルパイングループ倫理規範」で明文化し、全世界のグループ拠点に展開しています。更に、定期的な研修を通して社員一人ひとりに浸透するよう努めています。

３．社内の多様性の確保
当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。
女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種休暇制度等の整備により、女性特有のライフイベント後も継続就業する社員が多く勤続年数は伸びており、男性と同水準となっています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。
その他多様性としては、日本国内では外国人留学生を、海外においても外国人新卒者を長きにわたり積極的に採用してきており、現在では当社の国内外で多岐にわたって活躍しています。

４．内部通報制度
当社の倫理ホットライン制度は、常勤監査等委員及び社外監査等委員などが窓口となっており、かつ運用状況については監査等委員会によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

5．企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者またはその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会は、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。

また、当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

第４章　適切な情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ホームページなどで適時、適切な情報開示を行い、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年２回発行し、事業報告に加え新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解を深めるよう努めています。さらに、四半期決算毎のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会開催や、定期的な役員等の国内外投資家訪問等により、直接対話できる場の充実を図っています。

経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、また新製品情報や事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ホームページや統合報告書などで継続的な発信を行っています。

第５章　取締役会等の責務

1．取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は意思決定機関として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定します。そして、より経営の機動性を高めるため、重要な業務執行の一部を取締役に委任を行い、その執行状況については、取締役の１/３以上を占める社外取締役が中心となって、株主利益確保のため、独立した客観的な視点で監視・監督を行います。さらに、事業経営、法務、財務会計の専門家を社外取締役に選任し、多様性と事業性を備えた実効性を確保します。

また、アルプス電気、およびアルパインの経営統合を進化させ、より効率的かつ機動的な運営を行うことを目的として、機能別、事業担当マトリクス組織を敷き、執行役員が機動的かつ建設的な役割を果たすとともに、事業毎に担当を置き、それぞれの事業に精通した執行役員が相互に意見交換を行いながら、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。

2．取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。また、独立社外取締役である監査等委員として法律の専門家である弁護士、財務・会計の専門家である公認会計士、事業経営経験者を選任しています。

なお、取締役会は、その実効性を高めるために、職務の執行が適切に行われているかについて、取締役会の議案の分析・評価及び必要に応じて執行報告を行っています。

3．取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

＜社内・社外取締役共通＞
①経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
②遵法精神に富んでいること
③人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
④業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞
①企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
②取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
③独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性判断基準」に照らして独立要件を満たしていること

4．独立社外取締役の役割
当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5．最高経営責任者の後継者の決定
中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び人事担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名諮問委員会にて審議を行うこととしています。

6．経営陣への委任
当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。また、経営の迅速化かつ機動力向上のため、取締役への業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

7．監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等
当社の監査等委員（会）は、監査等委員である社外取締役４名を含む６名の体制で、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、会計の専門家である公認会計士、法律の専門家である弁護士、事業経営経験者として豊富な経験を持った４名の社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を取り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8．取締役等の兼職について
取締役等が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役等としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9．内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門、情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に法務担当執行役員の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理(危機管理)は、経営企画部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10．会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当執行役員、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11．取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。なお、2020年度の当社取締役会実効性評価結果の概要については、28頁記載の『「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について』をご参照ください。

12．取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年２回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第６章　株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に国内外投資家を訪問し、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、ＩＲ担当執行役員や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、ＩＲ担当執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との公平な対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年３月末及び９月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定例的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する国内外ＩＲやＩＲカンファレンス、定例のＩＲ取材、ＳＲ活動などに活かしています。

以上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について

＜目的・主旨＞
当社は、株主、顧客、従業員並びに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づいて、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、2020年度アルプスアルパイン取締役会の実効性評価を行いましたので、以下の通り報告致します。

＜2020年度　当社取締役会実効性評価結果の概要＞
1．分析・評価の方法
当社取締役会メンバー14名に対し、取締役会の規模・構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制及び取締役等の指名・報酬について、設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そして、これらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当執行役員が分析、課題整理を行った上、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

2．分析・評価結果の概要
2020年度の取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に概ね必要な実効性を有しているとの結果が確認されました。
一方、資料提出納期遅延による事前検討時間の不足、決議内容が不明確な議案がある等の指摘がされました。また、事業ポートフォリオや資本コスト経営等の議論が当取締役会では不十分であるとの指摘があり、更なる実効性向上のために対応すべき課題が明らかになりました。
今回、寄せられた改善・向上のための具体的な意見・提案や分析結果を鑑みて、取締役会で内容を検証し、改善に向けた議論を行いました。

3．今後の対応等
今回の結果を受け、資料の提出期限遵守や質の向上など取締役会の運営面の課題を改善するとともに、取締役会で事業ポートフォリオや資本コスト経営など持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する議論を増やす取組みを進め、より実効性のある取締役会にすべく改善を進めて参ります。

以　上

（第88回定時株主総会招集ご通知　添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

１．企業集団の現況

（１）企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、各国で感染対策と経済活動の両立を模索する状況となりました。米国では、上期に行った外出制限の影響もあり個人消費の落ち込みが見られましたが、下期は経済対策の効果が表れて緩やかな回復傾向となりました。欧州各国では、上期に都市封鎖が緩和されて以降、緩やかな景気回復へと向かいましたが、その後の感染再拡大による経済活動の制限により、下期は減速しました。中国では、2020年3月から経済活動を再開したことにより輸出が感染前の水準よりも拡大し、景気は総じて回復傾向が見られました。日本においては、上期に全国で、下期に一部の地域で緊急事態宣言が発令された影響によって経済活動は低迷しました。政府の各種支援策等による個人消費の回復や製造業を中心とした輸出の持ち直しも見られましたが、総じて景気は軟調となりました。

当連結会計年度における経営成績の概況については以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は顧客に対する外部取引売上高であり、報告セグメント間売上高（例：電子部品事業から車載情報機器事業向けの売上（製品の供給）や、物流事業における電子部品事業及び車載情報機器事業向けの売上（物流サービスの提供））は、内部取引売上高として消去しています。

① 電子部品事業

エレクトロニクス業界においては、自動車市場では、新型コロナウイルスの影響が一時的に収束に向かった当第２四半期から、各国での経済活動の再開や経済政策の効果により、世界の新車販売台数は回復基調となったものの、前期比では減少となりました。加えて、当第4四半期は、世界的な半導体不足や米国テキサス州を襲った大寒波による原材料の供給不足の影響等により、市況は直前四半期と比較して軟調に推移しました。スマートフォン市場では、５G対応の新商品への買い替え需要により、スマートフォンの世界販売台数は回復傾向となりましたが、前期比では減少しました。EHII（Energy、Healthcare、Industry、IoT）各市場では、IoT（Internet of Things）の進展、及びAI（人工知能）との組み合わせによる新たなビジネスの展開が進んでいますが、新型コロナウイルスの影響により低調に推移しました。

当連結会計年度における電子部品事業は、新車販売台数の落ち込みが大きく影響し、車

載市場向け各種製品が低調となりました。民生その他市場は、北米向けスマートフォンの販売台数が好調に推移したものの、米中貿易摩擦の影響による中国向けスマートフォンの販売台数の減少などの影響もあり、全体としては軟調に推移しました。
　これらの結果、当事業の売上高及び営業利益ともに前期比で減少しました。
　また、当社グループが過去に製造・販売した自動車用部品の一部の製品に関連し、得意先で当該製品を組み込んだ自動車に品質不具合が発生したことから、当該品質不具合に伴う市場措置費用に関わる当社グループの負担金額68億円を特別損失として計上しています。

[車載市場]
　電子部品事業における車載市場では、CASE（Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric）への開発活動が一段と加速している中、幅広いニーズに対応すべく、次世代技術を使用した製品開発を推進、また、ブロードコム株式会社とのBluetooth® Low Energyを応用した測距システムでの協業、Acconeer ABとの次世代センシング技術共同開発契約締結など、よりスピーディな事業化に向けて、各有力企業とのアライアンスも積極的に進めました。
　当連結会計年度における当市場の売上高は、世界的に自動車市場が減速した影響を受け、全般的に各種製品が低調に推移し、2,091億円（前期比13.6%減）となりました。

[民生その他市場]
　電子部品事業における民生その他市場では、日本企業初Cellular-V2X機能搭載の車載用５G通信モジュールの開発をはじめ、株式会社キユーソー流通システム及び損害保険ジャパン株式会社との物流資材遠隔管理システムの共創、またSkyhook Wireless,Inc.の精密測位システムを採用したクラウドサービスMonoTra™の開発などを進めました。
　当連結会計年度における当市場の売上高は、スマートフォンの販売台数の減少による影響を受けましたが、スマートフォン向けカメラ用アクチュエータが好調に推移した効果もあり、1,869億円（前期比2.4%増）となりました。

　以上の結果、当連結会計年度の電子部品事業の売上高は3,960億円（前期比6.7%減）、営業利益は114億円（前期比29.2%減）となりました。

②　車載情報機器事業
　CASEやADAS（先進運転支援システム）の進展により、IT・通信など業種、業態の垣根を越えた企業間の開発競争が激化していますが、新車販売台数は前期比で減少し、市況は低調に推移しました。この中で、車載情報機器事業では、電子部品事業とのシナジーによって生まれた「デジタルキャビン」製品群の提案及び製品開発の加速、ブロックチェーン技術を活用したカーシェアリング向けデジタルキーシステムの開発やコネクテッドカー

の車両情報管理等でのビジネス強化を図りました。また、グローバル競争力及び顧客価値の向上を目的として、日本精機株式会社と資本業務提携に関する契約を締結しました。
当連結会計年度は、新車販売台数減少の影響が大きく、売上高及び営業利益ともに前期比で減少しました。
以上の結果、当連結会計年度における車載情報機器事業の売上高は2,406億円（前期比21.4％減）、営業損失は39億円（前期における営業利益は56億円）となりました。

③ 物流事業
物流事業の主要顧客である電子部品業界において、新型コロナウイルスの影響により、第1四半期は世界各国で自動車や電子機器の生産が停滞し電子部品の物量全体が大きく落ち込みましたが、第２四半期後半から車載関連を中心に回復傾向となりました。
このような需要動向のもと、物流事業（(株)アルプス物流・東証第一部　※2021年1月21日、市場第二部から第一部に上場）では、新規拡販に取り組むとともに、生産性向上の施策として国内で新たに大型自動化設備を導入した倉庫を稼働しました。消費物流においては、企業間物流の取り込み、メディカル・化粧品などの商品センター業務及び生協宅配ビジネスの拡大に取り組みました。また、海外においては、拠点・ネットワークの拡充を継続し、中国では通関業の専門子会社を設立するなど、業務の迅速化による輸出入事業拡大に向けた体制の強化を図りました。
当連結会計年度における業績は、新規拡販と生産性向上によるコスト削減に取り組み、更に電子部品業界の荷動きが活発になったことから、前期比で売上高、営業利益ともに増加しました。
以上の結果、当連結会計年度における物流事業の売上高は692億円（前期比3.5％増）、営業利益は47億円（前期比14.7％増）となりました。

以上により、上記の３事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高7,180億円（前期比11.4％減）、営業利益131億円（前期比51.1％減）、経常利益132億円（前期比29.1％減）、親会社株主に帰属する当期純損失38億円（前期における親会社株主に帰属する当期純損失は40億円）となりました。
なお、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートは、それぞれ106.06円および123.70円と、前期に比べ米ドルは2.68円の円高、ユーロは2.88円の円安で推移しました。

(２) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況
当期の設備投資額は、電子部品事業は総額254億円（前期比２億円減）、車載情報機器事業は総額102億円（前期比13億円減）、物流事業総額４０億円（前期比４億円減）となりました。
投資案件については、十分に精査を行い、新製品、製造設備への投資を行う一方で、不要不急の執行は可能な限り抑えました。

② 資金調達の状況

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フローおよび金融機関からの借入金にて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は1,179億円（前期比180億円増）となり、運転資金安定のための短期借入金が508億円（前期比53億円減）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が670億円（前期比233億円増）となりました。

(3) 企業集団の経営環境と対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、近年、不確実性が更に強まる中で先行きを見通すことが大変困難ですが、エレクトロニクス製品・自動車の需要は、先進国における高機能・多機能化ニーズに加えて、新興国における需要の増加が牽引役となり、今後も拡大していくものと期待されます。

電子部品事業では、よりエレクトロニクスの重要性が高まる自動車市場、成長は鈍化したものの高機能部品の需要の高いスマートフォン市場、更にIoT、AIの活用による新たなビジネスモデルも生まれているEHII市場と、今後も拡大が見込まれます。

車載情報機器事業では、100年に1度とも言われる自動車産業の大変革期を迎え、特にCASE領域においては、自動運転やEV化など日進月歩の進化が続いています。また、IT企業の進出など、業界の枠を越えた合従連衡の動きも格段に加速するなど、今後もCASE領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり、HMI（Human Machine Interface）等のサプライヤー各社には、モジュール製品の開発だけではなく、車全体のトータル・システムソリューションの提案が期待されています。

これらの事業環境において、当社は、HMI、センサ、コネクティビティのコア技術をベースに優位性の高い製品を継続して生み出すと同時に、電子部品事業と車載情報機器事業の強みを融合させた新製品の開発など、経営統合によるシナジーを創出することで、お客様の期待に応えていきます。また、よりスピーディな事業立ち上げと成果を結びつけるべく、他社との協業や提携なども積極的に進めます。更に、生産・販売・技術だけでなく、間接部門も含めた生産性並びに品質の向上により、収益性の強化にも繋げていきます。

物流事業では、主要顧客である電子部品業界において、さまざまな機器や自動車の電子化の進展、そして新興国需要の拡大によって、今後も成長が予想されています。一方で、商品やマーケットの変化に対応した最適地生産や生販合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズは高度化かつ多様化しています。このような中、顧客ごとの「最適物流」を追求し、より多くの顧客に提供していくことで、更なるグローバル成長を図ります。

また、その他の事業についても、グループ外部に対する拡販活動の強化などにより、収益への貢献を果たしていきます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高 (百万円)	858,317	851,332	810,570	718,013
営業利益 (百万円)	71,907	49,641	26,795	13,109
経常利益 (百万円)	66,717	43,605	18,646	13,227
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	47,390	22,114	△4,009	△3,837
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	241.91	110.19	△19.53	△18.72
総資産 (百万円)	669,874	675,717	625,542	694,285
純資産 (百万円)	415,872	395,360	355,615	378,379

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、電子部品、車載情報機器、物流、その他の４事業区分に関係する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

（2021年３月31日現在）

事業部門	主要製品	
電子部品	車載市場	インパネ用操作ユニット、ドア用操作モジュール、コマンダー、キーレスエントリシステム、スイッチ（電源、検出、プッシュ）、エンコーダ（アブソリュート、インクリメンタル、磁気式、中空軸）、抵抗式ポジションセンサ（ロータリータイプ、リニアタイプ）、多機能操作デバイス、タクトスイッチ®（スナップインタイプ、表面実装タイプ）、データ通信モジュール、Cellular-V2Xオールインワンモジュール、センサ（磁気、3軸地磁気、湿度、圧力、抵抗式ポジション、電流）、可変抵抗器（ロータリ、中空軸、スライド）、静電容量式タッチパネル等
	民生その他市場	VCM、スイッチ（電源、検出、スライド、プッシュ、ディップ、ロータリ）、エンコーダ、多機能操作デバイス、可変抵抗器（ロータリ、中空軸、スライド）、圧接コンタクト、非球面レンズ、静電容量式タッチパネル、パワーインダクタ、小型フォトプリンタ、Bluetooth® モジュール、センサ（磁気、3軸地磁気、湿度、圧力、抵抗式ポジション、電流）、タクトスイッチ®、ハプティック® リアクタ等
車載情報機器	自動車用音響機器（ＣＤプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサー、デジタルラジオ、スピーカー）、自動車用情報・通信機器（カーナビゲーション、ＡＶシステム、ＡＶＮ（カーＡＶ・ナビゲーション）一体機、ディスプレイ製品、カメラシステム、その他周辺機器）、その他（サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品）	
物流	運送・保管・フォワーディング等の総合物流サービス及び資材の仕入販売	
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業等	

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2021年3月31日現在)

本社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
支店	関西支店：大阪府大阪市淀川区西中島五丁目13番9号
営業所	宇都宮（栃木県宇都宮市）、厚木（神奈川県厚木市）、浜松（静岡県浜松市）、名古屋（愛知県名古屋市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
事業所	いわき事業所（福島県いわき市）
工場	古川第2（宮城県大崎市）、涌谷（宮城県遠田郡）、角田（宮城県角田市）、小名浜（福島県いわき市）、平（福島県いわき市）、長岡（新潟県長岡市）
研究・開発拠点	品川開発センター（東京都品川区）、仙台開発センター（宮城県仙台市）、古川開発センター（宮城県大崎市）

② 子会社

(2021年3月31日現在)

海外	ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ　サンタクララ
	ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ　ウンターシュライスハイム
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国　光州廣域市
	ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市
	NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　浙江省寧波市
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　江蘇省無錫市
	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ　アーバンヒルズ
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー　ビアトルバージ
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市

(7) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	19,233名	1,129名減
車載情報機器事業	11,832名	1,011名減
物流事業	5,903名	９名増
その他	1,503名	159名増
合計	38,471名	1,972名減

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,133名	1,634名増	42.9歳	18.4年

（注）当事業年度において、当社の従業員数は、1,634名増加し、7,133名となりました。これは主に、2020年４月１日付で連結子会社であるアルパイン(株)の全事業（但し、”アルパイン”ブランドの市販ビジネスに関する商標権及び子会社株式等の保有・管理事業を除く。）を吸収分割により承継したことによるものです。なお、従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除く。）です。

（8）重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の保有割合(%)	関係内容
ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。 役員の兼任等・・・有
ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。 役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。 役員の兼任等・・・有
ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	中国国内の統括会社・電子機器及び部品の販売	100	当社が製品を販売しています。 役員の兼任等・・・有
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。 役員の兼任等・・・有
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	電子機器及び部品の製造販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。 役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ アーバンヒルズ	千USD 53,000	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100	当社が製品を販売。 役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ	千EUR 33,500	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	当社が製品の製造を委託。 役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	音響機器及び情報通信機器の販売、開発及び設計	100 (100)	当社が製品を販売。 役員の兼任等・・・有

（注）子会社の議決権に対する所有割合欄の（　）内数字は間接所有割合（内数）

（9）主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	39,842百万円
株式会社三菱UFJ銀行	38,606百万円
三井住友信託銀行株式会社	21,300百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2．会社の現況

(1) 株式に関する事項（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　500,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式12,156,710株を除く。)　207,124,740株
③ 株主数　42,910名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,265千株	16.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	20,062	9.68
大樹生命保険株式会社	3,591	1.73
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	3,386	1.63
BBH FOR SEI INSTITUTIONAL INV TRUST － WORLD EQ EX－US FD ／ WELLS FARGO	3,139	1.51
日本生命保険相互会社	2,750	1.32
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,695	1.30
日本精機株式会社	2,600	1.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	2,592	1.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	2,504	1.20

（注）１．当社は、自己株式を12,156,710株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しています。
３．三井住友信託銀行株式会社から、2021年２月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の３社で、22,175千株（発行済株式の総数に対する割合10.70％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

4．野村證券株式会社から、2021年４月６日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社の３社で、21,941千株（発行済株式の総数に対する割合10.59%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5．ブラックロック・ジャパン株式会社から、2021年４月６日付で提出された大量保有報告書により、同社、ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック（ネザーランド）BV、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドの11社で、11,861千株（発行済株式の総数に対する割合5.72%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
6．株式会社三菱UFJ銀行から、2021年１月８日付で提出された大量保有報告書により、同社、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の４社で、11,716千株（発行済株式の総数に対する割合5.65%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
7．エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピーから、2020年６月１日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社が10,779千株（発行済株式の総数に対する割合5.20%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤　当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 31,000株	6名
執行役員	当社譲渡制限付株式 21,400株	11名

⑥　その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

2021年１月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分

・処分株式の種類及び数	普通株式2,600,000株
・処分価額	1株につき1,433円
・処分価額の総額	3,725,800,000円
・処分方法	第三者割当による処分
・処分先	日本精機株式会社
・処分期日	2021年2月12日
・処分後の自己株式数	12,155,243株

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルプス電気株式会社 第1回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月20日	2015年6月19日
新株予約権の数	107個	45個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,700株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 4,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 141,500円 （1株当たり1,415円）	新株予約権1個当たり 395,700円 （1株当たり3,957円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2014年7月29日 至 2054年7月28日	自 2015年7月27日 至 2055年7月26日

	アルプス電気株式会社 第3回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月23日	2017年6月23日
新株予約権の数	112個	81個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,200株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 8,100株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 201,100円 （1株当たり2,011円）	新株予約権1個当たり 305,300円 （1株当たり3,053円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2056年7月21日	自 2017年7月25日 至 2057年7月24日

	アルプス電気株式会社 第５回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第７回　新株予約権
発行決議の日	2018年６月22日	2015年６月18日
新株予約権の数	95個	16個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　9,500株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　1,088株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 294,400円 （１株当たり2,944円）	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2018年７月26日 至　2058年７月25日	自　2019年１月１日 至　2055年８月４日

	アルプスアルパイン株式会社 第８回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第９回　新株予約権
発行決議の日	2016年６月22日	2017年６月22日
新株予約権の数	75個	51個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　5,100株 （新株予約権１個につき68株）	普通株式　3,468株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2056年７月19日	自　2019年１月１日 至　2057年７月20日

	アルプスアルパイン株式会社 第１０回　新株予約権
発行決議の日	2018年6月21日
新株予約権の数	51個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　3,468株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2058年７月23日

（注）１．当社は、2019年６月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。従いまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。
２．第７回から第10回の新株予約権については、2019年１月１日付で当社を株式交換完全親会社、アルパイン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、アルパイン株式会社が発行していた新株予約権（以下「旧アルパイン新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当該新株予約権と同数の当社の新株予約権を2019年１月１日付で交付したものです。
３．第７回から第10回までの発行決議の日は、第７回から第10回までの新株予約権に対応する旧アルパイン新株予約権に係る発行決議の日を記載しています。
４．第１回から第５回までの新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
５．第７回から第10回までの新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
６．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	代表取締役 社長執行役員　CEO	
米谷信彦	代表取締役 副社長執行役員　統合シナジー担当 兼 管理担当 兼 アルパインブランド担当 兼 管理本部長	アルパイン株式会社 代表取締役社長
木本隆	取締役 専務執行役員　営業担当 兼 車載営業本部長	
遠藤浩一	取締役 常務執行役員　技術副担当 兼 新事業担当 兼 技術本部副本部長	ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY, INC. 会長 NEUSOFT CORPORATION 董事
笹尾泰夫	取締役 常務執行役員　技術担当 兼 技術本部長	
佐伯哲博	取締役 常務執行役員　生産担当 兼 情報システム担当 兼 生産本部長	
藤江直文	取締役	
隠樹紀子	取締役	
梅原潤一	取締役 （監査等委員）　（常勤）	
小林俊則	取締役 （監査等委員）　（常勤）	
飯田隆	取締役 （監査等委員）　弁護士	日本電信電話株式会社 社外監査役
中矢一也	取締役 （監査等委員）	
東葭葉子	取締役 （監査等委員）　公認会計士	コクヨ株式会社 社外監査役 マブチモーター株式会社 社外取締役（監査等委員）
五味祐子	取締役 （監査等委員）　弁護士	日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役

（注）１．取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、取締役 (監査等委員) 飯田隆氏、中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
２．当社は、取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、取締役 (監査等委員) 飯田隆氏、中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

4．取締役の異動

（就任）2020年６月24日開催の第87回定時株主総会において、取締役に佐伯哲博氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏、取締役（監査等委員）に小林俊則氏が新たに選任され、就任しました。

（退任）2020年６月24日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、取締役 木下聡氏、取締役（監査等委員）前田眞二氏が任期満了により退任しました。

（参考）執行役員の状況（2021年３月31日現在）

当社は執行役員制度を採用しており、2021年３月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

氏名	地位及び担当	
* 栗山年弘	社長執行役員	CEO
* 米谷信彦	副社長執行役員	統合シナジー担当 兼 管理担当 兼 アルパインブランド担当 兼 管理本部長
* 木本隆	専務執行役員	営業担当 兼 車載営業本部長
* 笹尾泰夫	常務執行役員	技術担当 兼 技術本部長
* 遠藤浩一	常務執行役員	技術副担当 兼 新事業担当 兼 技術本部副本部長
* 佐伯哲博	常務執行役員	生産担当 兼 情報システム担当 兼 生産本部長
河原田陽司	常務執行役員	資材担当 兼 資材本部長
佐藤浩行	執行役員	車載モジュール事業担当 兼 技術本部副本部長
泉英男	執行役員	デバイス事業担当 兼 技術本部副本部長
石橋浩司	執行役員	ディスプレイ＆サウンド事業担当 兼 技術本部副本部長
元川康司	執行役員	車載営業本部副本部長
小平哲	執行役員	品質担当 兼 品質本部長
鋸本和俊	執行役員	車載モジュール事業担当 兼 生産本部副本部長
山上浩	執行役員	コンポーネント事業担当 兼 技術本部副本部長
渡辺好勝	執行役員	インフォテインメント事業担当 兼 技術本部副本部長
バウマン ヴィルフリード	執行役員	欧州事業担当
木場浩明	執行役員	電子部品営業本部長
小林淳二	執行役員	経営企画担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集や、執行部門の重要な社内会議における情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、並行して、内部監査部門を窓口とした管理部門との連携を図ることにより監査等委員会のモニタリング機能を強化するため、梅原潤一氏、小林俊則氏を常勤の監査等委員として選定しています。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

イ. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	297 (20)	237 (20)	15 (―)	44 (―)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	95 (47)	95 (47)	― (―)	― (―)	7 (4)
合計 (うち社外取締役)	392 (67)	333 (67)	15 (―)	44 (―)	16 (7)

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
２．当事業年度末日における取締役（監査等委員である取締役を除く）は８名（うち社外取締役２名）、監査等委員である取締役６名（うち社外取締役４名）です。
３．業績連動報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
４．非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
５．当事業年度における社外取締役が当社の子会社から監査役として受けた報酬等の額は０百万円です。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動賞与に係る指標は、単年度の業績向上に向けた動機付けを図る観点から、電子部品事業及び車載情報機器事業合算の営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標としています。この指標に基づき業績連動賞与の支給率を決定し、これをもとに算定した賞与額を支給しています。

2020年度の電子部品事業及び車載情報機器事業合算の営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純

利益は、期初公表値、営業利益率1.5％、親会社株主に帰属する当期純利益26億円に対して、実績は、営業利益率は1.2％、親会社株主に帰属する当期純損失は47億円となっています。

ハ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年６月23日開催の定時株主総会にて、年額７億円以内（うち社外取締役年額１名あたり10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨、決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は12名です。

また、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、取締役（社外取締役及び、監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、本譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年200,000株とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は６名（うち、社外取締役１名）です。

2） 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、社外取締役の報酬等の額は、2020年６月24日開催の定時株主総会にて、年額50百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は８名（うち社外取締役２名）です。

3） 監査等委員である取締役の報酬額は、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、年額120百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は６名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等に関する方針は、「短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る」として取締役会にて定めています。

また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や、決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

1）報酬の種類と割合

業務執行取締役の報酬は基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬としています。

また、非業務執行取締役については、基本報酬のみとしています。

報酬水準及び、報酬構成の割合（基本報酬、賞与及び株式報酬の割合）は、外部専門機関の調査データなどを参考に設定しています。

2）基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定的報酬として月額にて支給しています。

3）業績連動報酬等に関する方針

賞与は、単年度の業績（営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益）に応じて、0～200%の範囲で変動する仕組みとしています。

4）非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会が決定した額から算出した数の譲渡制限付株式を割当てるものです。これは、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

5）報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期や条件は、次の通りです。

・基本報酬は、毎月支給する。
・賞与は毎年6月に支給する。
・譲渡制限付株式の払込みのための報酬は、譲渡制限付株式の割当て日に支給する。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会及び監査等委員会であり、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬額を決定する事としています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定については、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって代表取締役社長執行役員にその決定を委ねることができる事としており、これに基

づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬配分の具体的金額等の決定を代表取締役社長執行役員栗山年弘に委ねています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の成果や活動状況等を適切に把握・判断するには代表取締役社長執行役員が適していると判断した為です。代表取締役社長執行役員の決定に先立ち、報酬の客観性、透明性を高めると共に、コーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置し、当該委員会に諮問しています。

なお、2021年2月25日付の取締役会において、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を委ねることができる旨を決議しています。

⑤　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	飯田　隆	日本電信電話株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社 マブチモーター株式会社	社外監査役 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	日本瓦斯株式会社 株式会社ローソン	社外監査役 社外監査役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役 藤江直文氏は、2020年６月24日以降に開催された取締役会13回の全て（出席率100％）に出席し、自動車業界に関する知見及び製品開発の多岐に渡る経験に基づく助言・提言を行っています。

・取締役 隠樹紀子氏は、2020年６月24日以降に開催された取締役会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に証券アナリストとして培われた専門的見地から投資家の視点、当社の開示資料に織り込むべき視点などについて適宜、必要な発言を行っています。

・取締役 （監査等委員）中矢一也氏は、2020年度の取締役会16回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主にこれまでの企業経営経験者として培われた専門的見地から事業の妥当性や考慮すべき視点などについて助言・提言を行っています。

・取締役（監査等委員）飯田隆氏は、2020年度の取締役会16回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に弁護士の専門的見地から顧客との交渉内容についてこれまでの判例を踏まえた助言・提言を行っています。

・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、2020年度の取締役会16回のうち、15回（出席率94％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から、事業の収益計画の妥当性や財務計画について適宜、必要な発言を行っています。

・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、2020年度の取締役会16回の全て（出席率100％）に、また監査等委員会13回の全て（出席率100％）に出席し、主に弁護士の専門的見地から法的な妥当性の確認やコンプライアンス視点での注意喚起などについて適宜、必要な発言を行っています。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	140	―
連結子会社	86	―
計	227	―

(注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する８社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ALPINE EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS (CHINA) CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
7. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
8. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範（企業理念、経営姿勢、グループ倫理規範）、グループ経営規定を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した最新の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(4)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(5)当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、以下の体制を整備します。

①電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」、「車載情報機器事業セグメント構成会社」といいます。）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

②株式会社アルプス物流について

当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける物流事業のセグメント基幹会社である株式会社アルプス物流は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、物流事業に属する子会社（以下「物流事業セグメント構成会社」といいます。）に

内部統制に係る体制を構築します。また当社は、株式会社アルプス物流と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ倫理規範を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び社員に対し、コンプライアンス教育など社内教育等によりその浸透を図っています。また、子会社などのグループ会社に対して、助言または支援を行うとともに、コンプライアンスの推進や内部統制構築等に関する活動を支援しています。また、上場会社である株式会社アルプス物流は、その独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
・取締役については、選任基準に基づき、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会にて取締役候補者を選定し、取締役会の決議を経て、株主総会に提案しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役同様に選任基準に基づき、指名諮問委員会にて執行役員候補者を選定し、取締役会の決議により執行役員を選任しています。なお、2021年2月より、従来の指名・報酬諮問委員会を指名諮問委員会と報酬諮問委員会に分離し、各々取締役会の諮問機関として設置し、社外取締役が過半数を占める構成としています。
・当事業年度は、臨時を含めた取締役会を16回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当執行役員及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
(2)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会及び執行役員会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等に基づき、情報の管理を行っています。また当社は、上

場会社を含む子会社より、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、報告を受けています。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社は、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社である株式会社アルプス物流は、自社及び物流事業セグメント構成会社における業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、株式会社アルプス物流と連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、リスク管理の基本方針の下、リスク管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。また、拠点及び拠点所在地域において、事業活動の停止及びその可能性がある事象が発生した際は、全社危機管理対策本部を設置し、対応方針、施策、計画の検討と決定を行います。

・当社子会社においては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しています。上場会社を含む子会社は、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流と社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループ間の連携を図っています。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役及び執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中期経営計画、短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定

め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社について各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社である株式会社アルプス物流からは経営の状況報告を受け、その進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、執行役員制度を導入しており、営業、技術、生産、品質、管理等の機能毎の責任者としてチーフオフィサーを設置しています。そして、取締役会の重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及びその他機能毎の担当執行役員に対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域毎に選任された事業担当執行役員が事業軸でのマネジメントを担い、各々の事業の最適化に向けた取り組みを推進しています。
・当事業年度より社外取締役連絡会を定期的に開催しており、社外取締役間の情報共有を図るとともに、各々の専門性を越えた意見交換の場として活用しています。
・上場子会社である株式会社アルプス物流の社長から当社取締役会で経営の状況報告を受けその進捗を確認するとともに、社長会で両社の経営の連携を図っています。
・当社では、３年毎に中期経営計画、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期毎に経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、取締役及び執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。

５．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
(2)当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を整備し、通報窓口を定期的に周知します。
(4)当社の内部監査部門は、当社並びに電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社

である株式会社アルプス物流は、その内部監査部門が自社及び物流事業セグメント構成会社を対象として監査を行うとともに、当社の内部監査部門と連携します。
(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ内における取引について、グループ会社価格基準に基づき、適正な取引を行っています。
・当社は、内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトのホームページ等で通報窓口等について社内への周知をしています。当社は、倫理ホットラインの運用状況について管理担当執行役員が定期的に取締役会に報告しています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流の倫理ホットライン関係者と定期的にグループ倫理ホットライン連絡会を開催（2020年度は２回）し、情報や課題の共有化を図るとともに、グループとしての倫理ホットライン制度の機能強化に努めています。
・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の各部門・拠点並びに電子部品事業セグメント及び車載情報機器事業セグメントの国内･海外の関係会社に対する内部監査を実施しています。内部監査の結果は、監査終了後に取締役会と監査等委員会に報告しています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流には内部監査部門があり、自社及び物流事業セグメント構成会社を対象とした内部監査を行っており、監査体制や監査結果等については、定期的に報告を受けています。
・監査等委員は、国内の子会社の社長や監査役等と面談（2020年度は4回）を行っています。また、海外子会社の社長等とはWeb会議を利用したリモート監査を実施し、現地の状況や事業計画の遂行状況、課題等の把握をしたうえで、助言や提案を行い、また、関連部門にフィードバックを行っています。なお、内部統制上の課題を認識した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

６．監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、経営企画、法務、コンプライアンス、経理、会計等の知識、能力、職務経験等を有する専任の監査等委員会スタッフを３名配置しています。

7．当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

(2)当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

・当社では、専任の監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず、監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8．当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。

(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

9．当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1)当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通じて当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役（上場子会社を除く。）・従業員が当社の監査等委員会に報告できる体制として、倫理ホットライン制度を運用・周知しています。
・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当執行役員、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。

10．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】
・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役（当社及び上場子会社を除く。）及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
(1)監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
(2)監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。
(3)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】
・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。
・監査等委員会は、会計監査人と監査等結果報告会（2020年度は4回）を定期的に開催

し、また、随時打合せを行っています。内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会（2020年度は2回）などを定期及び随時に開催し、情報や課題を共有しディスカッションを行っています。

② 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら３つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としています。

また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保、並びに中期経営計画における事業目標を定めた上で設定する当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指すこと、さらに競争力強化の経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めることなども掲げています。

そのうえで、成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第２四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年２回とし、それぞれの決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当についても取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記基本方針のもと、業績動向、財務状況を勘案し、中間配当として１株当たり10円を実施、期末配当については10円とし、年間配当を20円と予定しています。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2020年10月30日 取締役会決議	2,045	10.00
2021年６月25日 定時株主総会決議（予定）	2,071	10.00

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			**(負債の部)**		
Ⅰ 流動資産			**Ⅰ 流動負債**		
1．現金及び預金		153,067	1．支払手形及び買掛金		79,932
2．受取手形及び売掛金		148,126	2．短期借入金		50,868
3．商品及び製品		56,035	3．未払費用		23,087
4．仕掛品		11,436	4．未払法人税等		3,345
5．原材料及び貯蔵品		28,306	5．賞与引当金		10,903
6．その他		28,489	6．役員賞与引当金		30
7．貸倒引当金		△163	7．製品保証引当金		9,845
流動資産合計		425,299	8．その他の引当金		284
Ⅱ 固定資産			9．その他		46,141
1．有形固定資産			流動負債合計		224,438
(1) 建物及び構築物	155,867		**Ⅱ 固定負債**		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△105,039	50,827	1．長期借入金		67,068
(2) 機械装置及び運搬具	271,355		2．繰延税金負債		3,730
減価償却累計額及び減損損失累計額	△208,774	62,580	3．退職給付に係る負債		13,404
(3) 工具器具備品及び金型	148,478		4．役員退職慰労引当金		111
減価償却累計額及び減損損失累計額	△127,562	20,916	5．環境対策費用引当金		590
(4) 土地		30,391	6．その他		6,561
(5) 建設仮勘定		16,553	固定負債合計		91,466
有形固定資産合計		181,270	**負債合計**		**315,905**
2．無形固定資産		28,183	**(純資産の部)**		
3．投資その他の資産			**Ⅰ 株主資本**		
(1) 投資有価証券		40,829	1．資本金		38,730
(2) 繰延税金資産		6,938	2．資本剰余金		124,592
(3) その他		12,360	3．利益剰余金		198,501
(4) 貸倒引当金		△597	4．自己株式		△26,396
投資その他の資産合計		59,531	株主資本合計		335,427
固定資産合計		268,985	**Ⅱ その他の包括利益累計額**		
資産合計		**694,285**	1．その他有価証券評価差額金		17,058
			2．土地再評価差額金		△496
			3．為替換算調整勘定		△2,276
			4．退職給付に係る調整累計額		△4,789
			その他の包括利益累計額合計		9,496
			Ⅲ 新株予約権		210
			Ⅳ 非支配株主持分		33,244
			純資産合計		**378,379**
			負債純資産合計		**694,285**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		718,013
Ⅱ　売上原価		603,524
売上総利益		**114,488**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		101,378
営業利益		**13,109**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取利息	495	
２．受取配当金	376	
３．為替差益	430	
４．受取保険金	748	
５．補助金収入	1,095	
６．雑収入	1,181	4,328
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	763	
２．休止固定資産減価償却費	738	
３．支払手数料	909	
４．外国源泉税	697	
５．雑支出	1,101	4,211
経常利益		**13,227**
Ⅵ　特別利益		
１．固定資産売却益	250	
２．段階取得に係る差益	108	
３．その他	45	405
Ⅶ　特別損失		
１．減損損失	417	
２．投資有価証券評価損	304	
３．製品補償損失	6,813	
４．その他	1,092	8,628
税金等調整前当期純利益		**5,004**
法人税、住民税及び事業税	6,709	
法人税等調整額	△99	6,609
当期純損失		1,604
非支配株主に帰属する当期純利益		2,232
親会社株主に帰属する当期純損失		**3,837**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)
【連結損益及び包括利益計算書】(監査対象外)

連結会計年度(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	718,013
売上原価	603,524
売上総利益	114,488
販売費及び一般管理費	101,378
営業利益	13,109
営業外収益	
受取利息	495
受取配当金	376
為替差益	430
受取保険金	748
補助金収入	1,095
雑収入	1,181
営業外収益合計	4,328
営業外費用	
支払利息	763
休止固定資産減価償却費	738
支払手数料	909
外国源泉税	697
雑支出	1,101
営業外費用合計	4,211
経常利益	13,227
特別利益	
固定資産売却益	250
段階取得に係る差益	108
その他	45
特別利益合計	405
特別損失	
減損損失	417
投資有価証券評価損	304
製品補償損失	6,813
その他	1,092
特別損失合計	8,628
税金等調整前当期純利益	5,004
法人税、住民税及び事業税	6,709
法人税等調整額	△99
法人税等合計	6,609
当期純損失	1,604
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純損失	3,837
非支配株主に帰属する当期純利益	2,232

その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	3,631
為替換算調整勘定	16,659
退職給付に係る調整額	5,038
その他の包括利益合計	25,330
包括利益	23,725
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	20,727
非支配株主に係る包括利益	2,997

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金	32,988	1．買掛金	67,228
2．受取手形	676	2．短期借入金	46,556
3．売掛金	106,043	3．1年内返済予定の長期借入金	1,000
4．商品及び製品	15,407	4．リース債務	26
5．仕掛品	6,076	5．未払金	18,856
6．原材料及び貯蔵品	7,498	6．未払費用	12,731
7．前渡金	21	7．未払法人税等	222
8．前払費用	1,616	8．前受金	1,752
9．未収入金	21,760	9．預り金	120
10．未収還付法人税等	584	10．賞与引当金	6,303
11．関係会社短期貸付金	5,130	11．役員賞与引当金	18
12．その他	408	12．製品保証引当金	2,041
13．貸倒引当金	△0	13．たな卸資産損失引当金	286
流動資産合計	198,212	14．その他	1,113
Ⅱ 固定資産		流動負債合計	158,259
1．有形固定資産		**Ⅱ 固定負債**	
(1) 建物	20,110	1．長期借入金	64,000
(2) 構築物	1,252	2．リース債務	11
(3) 機械及び装置	24,207	3．長期未払金	133
(4) 車両運搬具	150	4．退職給付引当金	4,765
(5) 工具、器具及び備品	4,321	5．環境対策費用引当金	590
(6) 金型	3,533	6．資産除去債務	424
(7) 土地	20,085	7．その他	87
(8) 建設仮勘定	3,789	固定負債合計	70,012
有形固定資産合計	77,450	**負債合計**	**228,272**
2．無形固定資産		**(純資産の部)**	
(1) 特許権	57	**Ⅰ 株主資本**	
(2) 借地権	236	1．資本金	38,730
(3) 商標権	21	2．資本剰余金	
(4) ソフトウェア	19,855	資本準備金	99,993
(5) 電話加入権	40	その他資本剰余金	1,550
(6) 施設利用権	1	資本剰余金合計	101,544
無形固定資産合計	20,211	3．利益剰余金	
3．投資その他の資産		その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	8,128	繰越利益剰余金	45,659
(2) 関係会社株式	61,849	その他利益剰余金合計	45,659
(3) 出資金	11	利益剰余金合計	45,659
(4) 関係会社出資金	15,393	4．自己株式	△26,454
(5) 従業員に対する長期貸付金	82	株主資本合計	159,479
(6) 更生債権	530	**Ⅱ 評価・換算差額等**	
(7) 長期前払費用	1,151	1．その他有価証券評価差額金	1,438
(8) 前払年金費用	114	2．土地再評価差額金	△1,239
(9) 差入保証金	141	評価・換算差額等合計	199
(10) 繰延税金資産	5,330	**Ⅲ 新株予約権**	157
(11) その他	65	**純資産合計**	**159,836**
(12) 貸倒引当金	△564		
投資その他の資産合計	92,234		
固定資産合計	189,896		
資産合計	**388,108**	**負債純資産合計**	**388,108**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日
　至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		435,334
Ⅱ　売上原価		397,478
売上総利益		**37,856**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		57,613
営業損失		**19,757**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取配当金	9,023	
２．為替差益	1,746	
３．雑収入	868	11,638
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	341	
２．支払手数料	863	
３．休止固定資産減価償却費	510	
４．外国源泉税	549	
５．雑支出	155	2,420
経常損失		**10,539**
Ⅵ　特別利益		
１．抱合せ株式消滅差益	3,838	
２．その他	153	3,991
Ⅶ　特別損失		
１．減損損失	437	
２．投資有価証券評価損	655	
３．製品補償損失	6,813	
４．その他	1,311	9,218
税引前当期純損失		**15,766**
法人税、住民税及び事業税	△1,022	
法人税等調整額	△1,726	△2,748
当期純損失		**13,017**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及びEY新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役、執行役員の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月28日

アルプスアルパイン株式会社　監査等委員会

監査等委員　中　矢　一　也 ㊞

常勤監査等委員　梅　原　潤　一 ㊞

常勤監査等委員　小　林　俊　則 ㊞

監査等委員　飯　田　　隆 ㊞

監査等委員　東　葭　葉　子 ㊞

監査等委員　五　味　祐　子 ㊞

（注）監査等委員 中矢　一也、飯田　隆、東葭　葉子及び五味　祐子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

〔会 場 ご 案 内 図〕

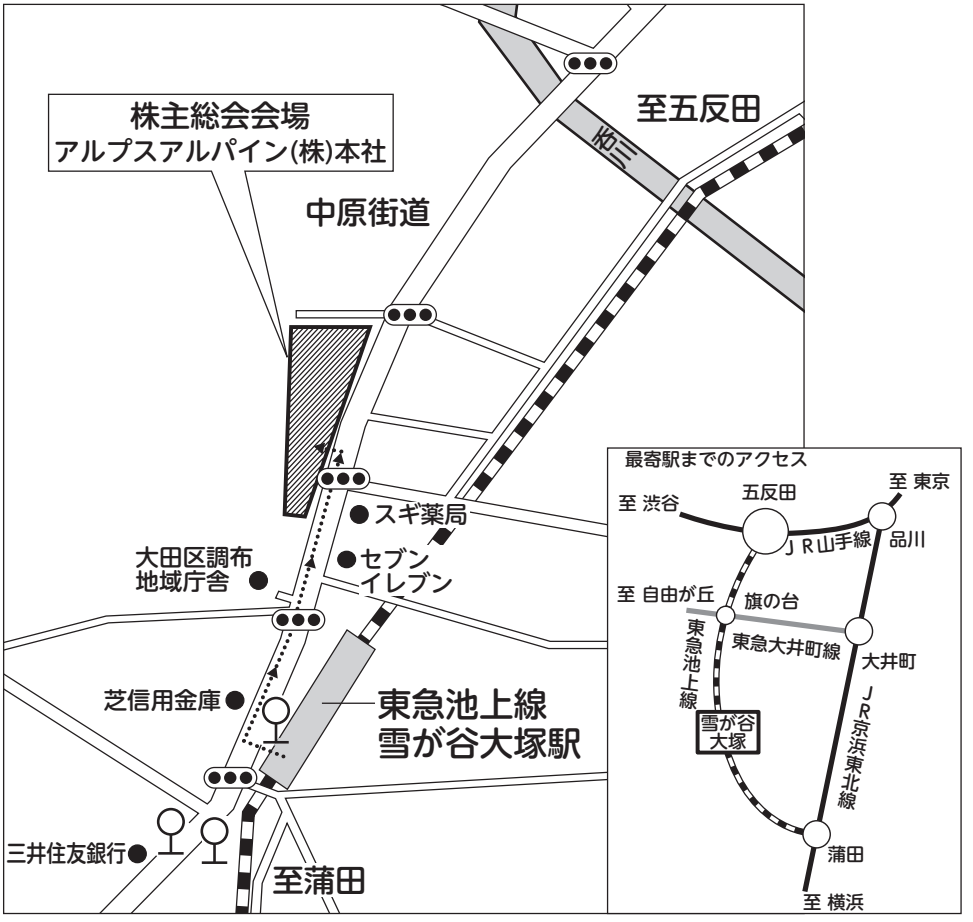

＜交通のご案内＞
・電車でご来場の場合　東急池上線「雪が谷大塚駅」下車　徒歩約５分
　五反田駅より８駅目（約12分）
　蒲田駅より６駅目（約10分）
・バスでご来場の場合　東急バス「雪が谷バス停」下車　徒歩約５分
「蒲１２」　田園調布駅（東急東横/目黒　各線）⇔蒲田駅（ＪＲ京浜東北/東急池上/東急多摩川　各線）
「多摩０１」多摩川駅（東急東横/目黒/多摩川　各線）⇔東京医療センター
※会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
※お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。